

子ども・子育て支援事業計画について（報告）

子ども・子育て支援事業計画については、平成25年度より、当審議会において審議・検討を重ねてまいりました。

この度、子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく埼玉県との協議が整いましたので、別紙資料1のとおり計画を策定しました。

また、市民に広く周知を図るため、別紙資料2のとおり計画の概要版を作成します。

1. 埼玉県との協議

協議項目	国が定める子ども・子育て支援事業計画必須記載事項と照らし合わせ、適切な表記等がされているか。
県指摘事項	「幼児期の学校教育・保育に係る提供体制の確保」の3号認定については、0歳児（又は0歳児及び1・2歳児）の人数が分かるように計画上に記載すること。
市の対応	本計画29頁～36頁に記載されている「(2) 中学校区域別の幼児期の学校教育・保育に係る提供体制の確保」の3号認定表記を変更。 → 0歳児から2歳児の合計数の下に括弧書きで0歳児の人数を表記。

参考条文

子ども・子育て支援法第61条第9項

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2. 吉川市子ども・子育て支援事業計画

発行部数：100部（A4版）

内容：別紙資料1のとおり

今後について：① 市ホームページ及び広報よしかわへの掲載。

② 児童福祉審議会委員、議員及び計画関連部署・施設等に配布。

③ 職員あてに計画策定に関する周知。

3. 概要版

発行部数：1,000部（A4版）

内容：別紙資料2のとおり

今後について：以下の場所に配布予定。なお、配布時期は3月下旬を予定。

- ・子育て支援課窓口
- ・保健センター
- ・子育て支援センター3か所（おあしす内、栄町、美南）
- ・保育所9か所
- ・地域型保育所3か所
- ・幼稚園5か所

計22か所×各30部程度を配布予定。